

## 世界自然遺産と生物多様性保全

著者	吉田 正人
内容記述	筑波大学博士（世界遺産学）学位論文・平成24年8月31日授与（乙第2614号）
発行年	2012
その他のタイトル	World natural heritage and the conservation of biological diversity
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/120572">http://hdl.handle.net/2241/120572</a>

氏名(本籍)	よし だ まさ と 吉 田 正 人 (東京都)			
学位の種類	博 士 (世界遺産学)			
学位記番号	博 乙 第 2614 号			
学位授与年月日	平成 24 年 8 月 31 日			
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当			
審査研究科	人間総合科学研究科			
学位論文題目	世界自然遺産と生物多様性保全 World Natural Heritage and the Conservation of Biological Diversity			
主査	筑波大学教授	工学博士	日 高 健一郎	
副査	筑波大学教授	工学博士	稲 葉 信 子	
副査	筑波大学准教授	博士(農学)	黒 田 乃 生	
副査	国際教養大学教授	学術博士	熊 谷 嘉 隆	

## 論 文 の 内 容 の 要 旨

### (目的)

本論文は、世界遺産自然遺産およびそれに準じる自然遺産を対象として、1) 世界遺産条約と生物多様性条約が自然と生態系の地球規模の保護に対してどのような関係をもつか、2) 世界遺産条約と生物多様性条約の成立過程の比較および条文比較、関連公式文書の比較により、両条約がどのような特性と相違を帯びるに到ったか、3) 世界遺産条約による生物多様性の保全には現状でどのような問題があるかを論じ、最後に4) 採択から40年を迎えた世界遺産条約による自然遺産の保護に対して、生物多様性条約との違いを踏まえて、課題とその解決の指針を提示することを目的としている。

### (対象と方法)

本論文の対象は、世界遺産条約と生物多様性条約、およびこれら二条約が保護の対象とする自然遺産である。研究方法は、ユネスコ、IUCN(国際自然保護連合)、WCMC(世界自然保護モニタリング・センター)、UNEP(国連環境計画)等諸組織の文書、世界遺産委員会をはじめとする委員会、国際会議での聞き取り、国内外専門家・NGO関係者への聞き取りである。

### (結果)

上記の論点と課題を整理し、1) 世界遺産リストの信頼性確保のため、保全状態のモニタリングを充実し、危機的遺産の保全・救済を優先すべきであること、2) 世界遺産制度の中核である危機遺産リストを効果的に運用し、世界遺産基金のより多くの部分を危機遺産救済に振り分けるべきであること、3) 自然遺産保護地域では、断片的区域指定ではなく、連続性を確保して保護の効率と効果を上げるべきであり、この点で、国境を越える遺産登録の促進および保護地域における保護活動のネットワーク化、世界遺産を頂点とする保護システムの系統化が求められること、を結論として世界遺産委員会に対する提言としてまとめている。

### (考察)

第1章で両条約の成立過程の分析を行い、第2章で条文の比較を進める。世界遺産条約が保護の義務を加盟国に要求する一方、1990年代の途上国発展期に成立した生物多様性条約では、締約国の主権が重視され、両条約は補完的特性を備えるに至ったという仮説を得ている。第3章では、自然遺産登録基準、世界遺産リ

ストの代表性と信頼性、危機遺産リストの有効性、バッファゾーンの意義、国境を超える世界遺産登録による連続性の確保、と言った視点から、この仮説を検証し、その考察を踏まえて第4章で上記の結論を提言として明記する。

## 審査の結果の要旨

特定生物の保護、特定地域での生物多様性保護については既往研究が見られるものの、自然遺産の保護、特に関連条約の特性分析を含め、自然遺産保護の制度と体系について分析を行った研究はなく、本論文の世界遺産学領域での意義は極めて高く、学術論文として独創性をもつと言える。モデル構築や統計処理に頼らず、著者にして初めてなし得た広汎な関係者への聞き取りや関連会議の議事録の分析により、丁寧な比較と分析を積み上げて結論を得ている点は、研究対象の特殊性に適した研究方法である。特に、本論文は自然遺産を対象としているが、その論考の進め方と結論である世界遺産委員会への提言は、文化遺産の現状分析と将来指針についても十分当てはまる有用性を持ち、方法と結論において、本論文は文化遺産をも含む世界遺産の今後の議論に少なからぬ影響を及ぼすと考えられる。また、聞き取り調査等で収集されたデータは現時点で最新であると同時に、入手の困難な情報を含み、自然遺産を対象とする今後の学術研究にとって貴重である。内容、構成、研究方法いずれにおいても標記学位を請求するに十分な水準を達成している論考である。

平成24年7月24日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学学位論文審査等実施細則第11条を適用し免除とした。

よって、著者は博士（世界遺産学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。